

第1部 総説

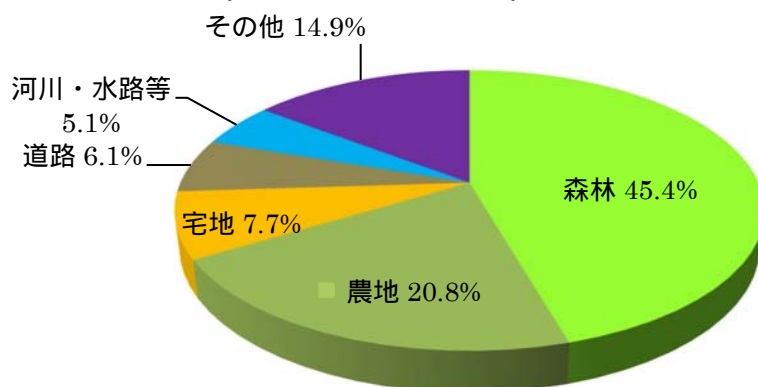
第1章 佐賀県の概要

佐賀県は、九州の北西部に位置し、土地面積は2,440.69 km²（令和2年10月1日現在、国土地理院調べ）となっており、筑後川や脊振山地を境として福岡県と接し、国見山系や多良山系などを境として長崎県と接しています。また、北に玄界灘、南に有明海と2つの海に面しています。東京までの直線距離は約900 km、大阪までは約500 kmであるのに対し、朝鮮半島までは約200 km足らずと近接しており、大陸文化の窓口として歴史的、文化的に重要な役割を果たしてきました。

土地利用の構成比は、森林45.4%、農地20.8%、宅地7.7%、道路6.1%、河川・水路等5.1%、公共施設用地・耕作放棄地・レクリエーション施設用地等を含む「その他」が14.9%となっています。

図1-1-1 土地利用状況（令和2年10月1日調査）

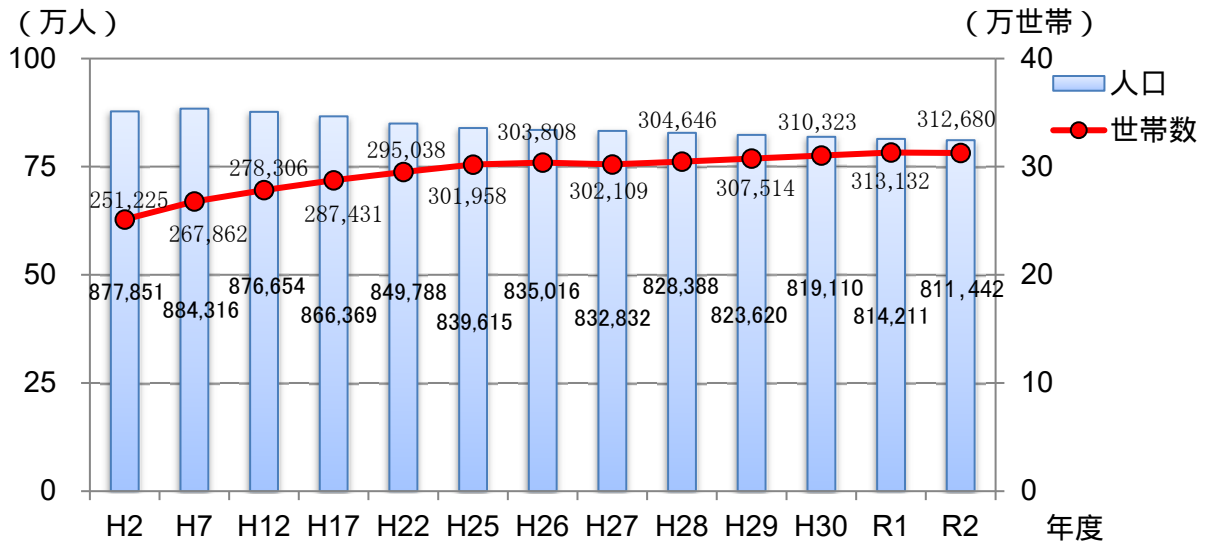
資料：土地利活用課



令和2年10月1日現在の人口は、811,442人であり、人口密度は332.5人/km²となっています。また、2025年の予測人口は、784,789人（平成30年3月国立社会保障・人口問題研究所推計）となっています。本県では、全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、高齢化は全国より早く、少子化はやや緩やかに進展しています。また、近年、一貫して転出超過であり、令和元年10月から令和2年9月における社会減による人口減少は約1,600人となっています。人口移動の状況を性別・年齢階級別に見た場合、20～24歳における転出超過が最も多く、男性では18歳、女性では22歳の県外転出が他の年齢と比較して顕著になっています。

図 1-1-2 人口、世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

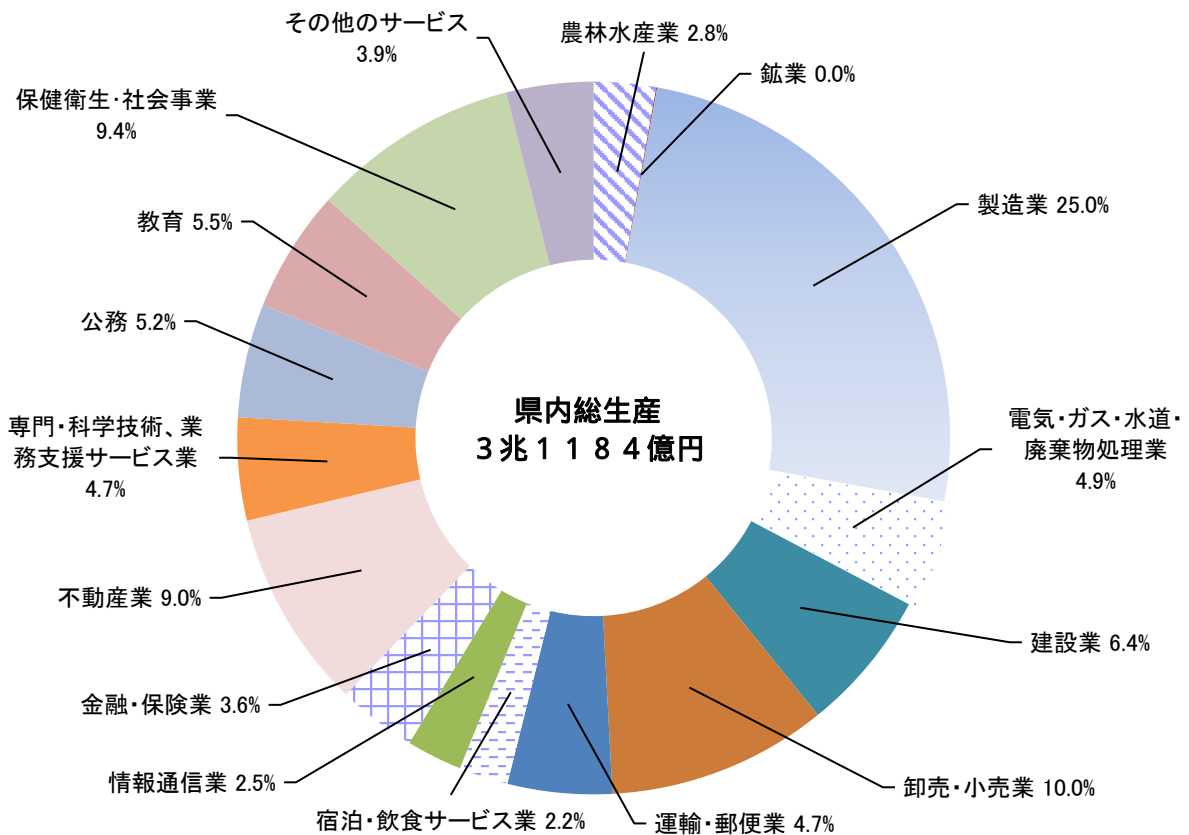
資料：統計分析課



本県の平成 30 年度の県内総生産（名目）（3 兆 1184 億円）の業種別内訳は、第 3 次産業が 65.6%、第 2 次産業が 31.4%、第 1 次産業が 2.8%となっています。第 1 次産業、第 2 次産業は、全国における構成比と比べ高い状況です。

図 1-1-3 県内総生産の構成比（平成 30 年度）

資料：統計分析課



各産業の構成比の中には輸入品に課される税等を含んでいないため、合計は 100% にはならない。

第2章 環境政策の指針

環境基本法

環境基本法は、平成5年に制定された環境の保全についての基本理念を定め、環境の保全に関する基本的な施策の方向性を定めた法律です。

国は、環境の保全に関する施策に関し、まず施策の策定及び実施に係る指針を明示し、環境基本計画を定めて施策の大綱を示すものとしていますが、地方公共団体も国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を実施するものとしています。

【基本理念】

- 現在及び将来の世代の人間が環境の恵沢を享受し、将来に継承
- 全ての者の公平な役割分担の下、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 国際的協調による積極的な地球環境保全の推進

佐賀県環境基本条例

佐賀県環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念、県・市町・事業者及び県民の責務、環境保全に関する施策の基本事項を定めることにより、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の3項目となっています。

- 環境の恵沢の享受と継承
- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 地球環境保全の推進

参考資料編1 佐賀県環境基本条例

第4期佐賀県環境基本計画

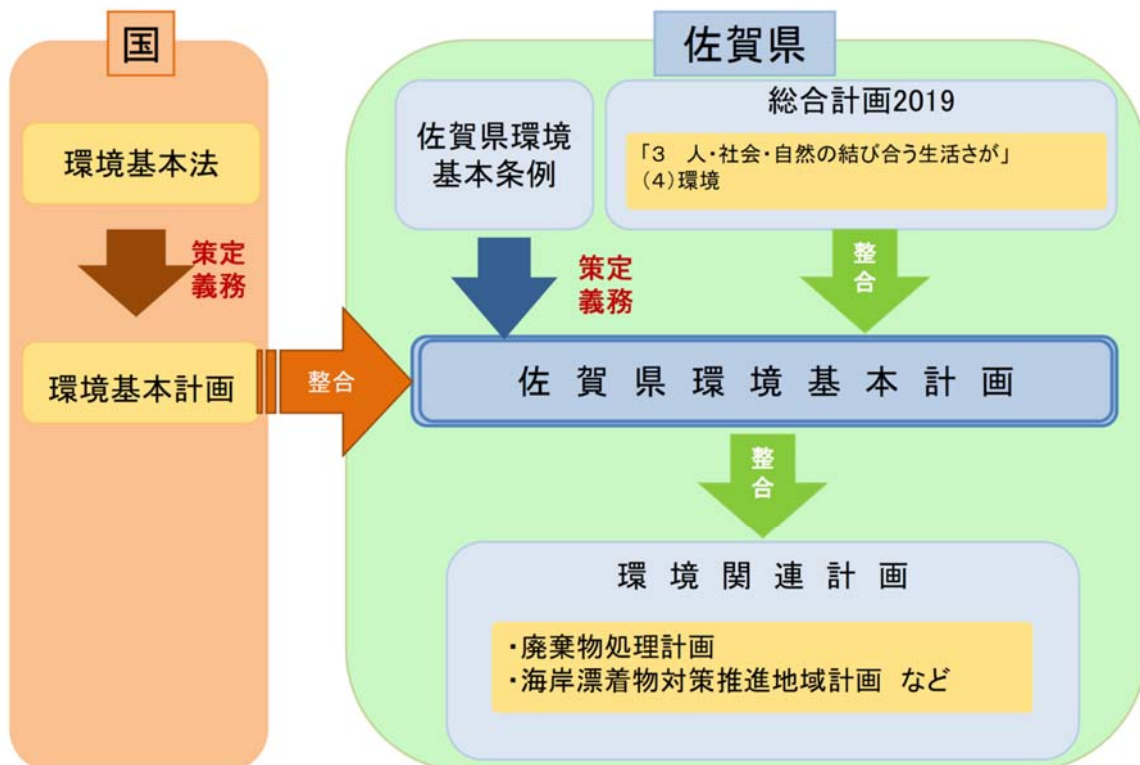
佐賀県環境基本条例第11条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、また県民、事業者及び行政の各主体による環境保全活動の指針として、平成12年に「佐賀県環境基本計画」を策定し、各種施策を推進してきました。その後、平成17年3月に第1期計画の改定を行い、平成23年10月に第2期計画を策定しました。平成28年3月には引き続き取り組んでいくべき課題や、PM_{2.5}（微小粒子状物質）への対応や地球温暖化への適応策など新たな課題に適切に対応するため、第3期計画を策定しました。第3期計画の対象期間が概ね5年間であることから、引き続き、環境保全の基本となる取組を着実に推進するとともに、社会情勢や環境を巡る状況の変化等に対応し、佐賀の豊かな環境を次の世代に繋

げて行くため、新たに第4期計画を策定しました。

計画は、令和3年度から概ね6年間を計画期間とし、「森川海へとつながる佐賀の豊かな環境を未来へ」をキャッチフレーズとしました。これまでは個別に策定されていた「地球温暖化対策計画」「環境教育等基本方針及び行動計画」などの計画を統合し、さらに取組を推進していくこととしています。

図 1-2-1 佐賀県環境基本計画の位置づけ

資料：環境課



第3章 令和2年度トピック

第1節 第4期環境基本計画の策定

環境課

県では、佐賀県環境基本条例に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、環境基本計画を定めることとしています。

環境保全の基本となる取組を着実に推進するとともに、社会情勢や環境を巡る状況の変化等に対応し、佐賀の豊かな環境を次の世代へ繋げていくため、令和3年3月に第4期計画となる新しい計画を策定しました。

- ・平成9年 「佐賀県環境基本条例」施行
- ・平成12年 「佐賀県環境基本計画」策定
- ・平成17年 「佐賀県環境基本計画」改訂
- ・平成23年 「第2期佐賀県環境基本計画」策定
- ・平成28年 「第3期佐賀県環境基本計画」策定
- ・令和3年 「第4期佐賀県環境基本計画」策定

計画の名称： 第4期佐賀県環境基本計画

計画期間： 令和3年度から概ね6年間

キャッチフレーズ「森川海へつながる佐賀の豊かな環境を未来へ」

佐賀県には、玄界灘、有明海という2つの海に面し、内陸部は山々と肥沃な平野が広がる中に、河川やクリークが点在するなど、多彩な自然を織りなし、私たちはその恵みの中で伝統や文化を育んできました。また、「東よか干潟」及び「肥前鹿島干潟」がラムサール条約湿地に登録されました。このような豊かな佐賀の環境、文化を守り、育んでいくための基盤である「人づくり」を積極的に推進することで、森川海へつながる環境を次の世代へ繋げて行きたいという想いをこめ、「森川海へつながる佐賀の豊かな環境を未来へ」を第4期環境基本計画のキャッチフレーズとしました。

佐賀県の目指す姿

「森川海へつながる佐賀の豊かな環境を未来へ」というキャッチフレーズのもと、低炭素・循環型・自然共生社会の基盤としての安全・安心な環境を確保するとともに、環境の視点から暮らしの豊かさを実現するため、また、県民、CSO、事業者、行政などの各主体全てにおいて、環境を前提に考え行動していける佐賀県になるために、10年程度先を展望した佐賀県の目指す姿を次のとおり設定します。

目指す姿を設定するに当たり、県民の主要な活動である「暮らし」や「産業」と、その舞台や背景となる「まちづくり」「自然」「安全・安心な環境」「参加」に分けて描きます。

<p style="text-align: center;">くらし</p> <ul style="list-style-type: none"> ●省資源・省エネルギー型ライフスタイルが定着しています。 ●身近な自然や歴史的な町並み等の豊かな環境と調和した地域になっています。 	<p style="text-align: center;">まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●快適で持続可能なまちづくりが進められています。 	<p style="text-align: center;">産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境・エネルギー関連産業や環境負荷の少ない産業の振興が進み、環境と経済の好循環がうまれています。
<p style="text-align: center;">自然</p> <ul style="list-style-type: none"> ●佐賀の豊かな自然の保全・再生、利用が図られ、私たちの生活と多様な動植物に潤いを与えています。 	<p style="text-align: center;">環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安全への取組が充実し、安心して暮らせるための、きめ細かな情報が提供されています。 	<p style="text-align: center;">参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県民、CSO、事業者、行政などの各主体が、日常の活動の中で、環境を良くする取組に積極的に参加しています。

施策の展開方向

佐賀県の目指す姿を実現するため、6つの施策展開方向に沿って、総合的に施策を展開します。

特に、地球温暖化対策が地球全体で取り組むべき最重要課題となっていることを認識した上で、国が表明した2050年までの温室効果ガスの排出量実質ゼロを見据えて、県ができる取組を着実に進めていきます。

また、目指す社会の姿から振り返って現在すべきことを考えるという「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を意識し、施策に取り組んでいきます。



持続可能な開発目標（SDGs）: 2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載のある、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成されている。

計画の推進・進行管理

1 推進体制

県では、関係本部の連携のもと総合的に本計画の推進を図ります。また、県民、CSO、事業者、行政など各主体間のネットワークを基礎として、総合的な推進に取り組む組織体制を確立し、本計画の推進を図ります。

更に、地球温暖化、光化学オキシダント、海岸漂着物対策など国際的な環境問題に対処するため、広域的に連携して対応します。

2 進行管理

環境指標の動向、環境に関する施策の実施状況など、この計画の達成状況を点検し、公表します。

国の 2030 年度の温室効果ガス削減目標の見直し及び地球温暖化対策計画の改定を踏まえ、計画の見直しを行うことを予定しています。

環境指標は、第 3 部に記載しています。

佐賀県HP（第4期環境基本計画）

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00379726/index.html>